

資格取得制度改正後の運用に関する要望書

日本税理士会連合会

会長 森 金次郎 殿

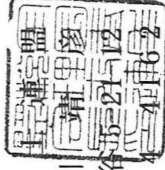


平成 13 年 7 月 8 日

全国青年税理
会長 芥川

東京都渋谷区千駄ヶ谷

電話 03-3354



今般税理士法の一部を改正する法律が公布され、平成 14 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

当連盟といたしましては、貴会が昨年 9 月 21 日に「税理士法に関する改正要望書」を決定したことを受けて、同年 10 月 14 日付でご提出した「税理士法改正に関する意見書」に記載した方針に基づいて積極的に活動を行ってまいりました。

今般の税理士法改正は、当連盟が目標とする国民のための税理士制度構築に向かって大きく第一歩を踏み出したものであり、大筋において評価すべきものと考えております。

ただし改正法が、貴会決定による「税理士法に関する改正要望書」の一部を充足していないことは残念な結果であったと思います。

例えば、①裁判所において税理士が補佐人となる制度が創設されたが本人訴訟については除外されたこと、②意見の聴取制度（法 30 条の書面を提出している場合には更正前に税理士に対して意見を述べる機会を与えらることとする）が法改正に至らなかったこと、③財務大臣による日税連及び税理士会の総会決議の取消に関する規定が存置されたこと、については今後の課題として残されることになりました。

また、政省令に委任している事項についてはその内容を見ないと判断が出来ないものもあり、貴会及び税理士会の会則を定める規定につきましては、今後の会則改正等の内容を注視しなければならぬと考えております。

特に、①書面添付制度に係る意見聴取制度の拡充、②補助者として従事する税理士に関する規定、の 2 項目については財務省令の改正内容によっては新たな問題が生じることも考えられますので、重大な関心を持って注視していきたいと思います。

以上の事項につきましては、政省令や会則等の改正内容が明らかになった時点で、当連盟としての意見を取りまとめたいと考えております。

本要望書においては、資格取得制度の改正にともなう今後の運用に関して意見を述べることといたします。

貴会においては、税理士の資質を保持し税理士制度の信頼性を担保するために、以下に述べる事項が実施されるように所要の措置を講じていただくことを要望いたします。

1. 国税審議会の指定した研修（法 8 条 1 項 10 号）について

今般の改正により、税務官公署職員に対して会計学に属する科目の試験を免除するための指定研修について、「財務省令で定める要件を満たす研修」とすることにより、その指定基準を法令により明確にされることになりました。

もともと、法8条1項10号に規定する指定研修は、「国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について一般試験の合格基準として定められた成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができると認めて指定した」ものをいうことが法定されています。

したがって、財務省令において定める研修の要件は、一般試験の合格レベルと同レベルであることが求められるべきであることは明らかであります。

ところで、現在、国税職員について、①本科研修、②専科研修、③通信研修「会計学」の3種が、また、地方税職員について、通信研修としての「税務会計特別コース」がこの制度による研修として指定されております。

今後は、財務省令により指定基準が明確にされることになると思われますが、少なくとも通信による研修については一般試験との均衡からみて指定の対象とすべきでないと考えます。

また、税理士法改正案の国会審議の過程で、指定研修の修了にあたっては試験に合格することが必要であることが明らかになりましたが、その修了試験は、研修の種類にかかわらず統一的に合格レベルを検証出来るような制度として実施されるべきであると考えます。

さらに、研修のカリキュラム、修了試験の出題内容、合否判定基準、合格率などについてはいずれも積極的に公開されるべきであります。

2. 学位による試験免除（法7条2項・3項・5項、法8条1項1号・2号）

今般の改正により試験免除の対象となる学位の研究分野が、改正前の「法律学又は財政学に属する科目」が「税法に属する科目等」に、また、「商学に属する科目」が「会計学に属する科目等」に変更されました。

これにより一般試験との不均衡が是正されることが期待されますが、「税法に属する科目等」については「税法に属する科目その他財務省令で定めるもの」とされ、また、「会計学に属する科目等」については「会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの」とされておき、いずれも財務省令において対象範囲を拡大することが予定されています。

これは法律において一律に対象科目を限定することは不合理であることによる措置であると思えますが、立法趣旨を逸脱して拡大運用されることがないように十分な検証が必要であると考えます。

したがって、税法に属する科目等については税法と密接に関連する科目を限定的に定めることとし、財政学については対象とすべきではないと考えます。また、会計学に属する科目等についても簿記論及び財務諸表論と密接に関連する科目を限定的に定めるべきです。

一方、試験免除にあたっては国税審議会の認定が必要となり、その認定手続きは財務省令で定めることとなりますが、「税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし」（法6条）との均衡から、認定手続きは厳格になされなければならず、特に修士論文の内容は充分に検証されるべきであると考えます。

さらに、修士の学位を授与された者は、一般試験の税法に属する科目のうちいずれか一科目の合格により試験免除となりますが、その合格すべき一科目については、一般試験との均衡から「所得税法」又は「法人税法」に限定して運用すべきであると考えます。

以上